

# ○福岡県田川地区消防組合個人情報保護条例

〔平成 24 年 9 月 20 日〕  
条 例 第 9 号

改正 平成 29 年 12 月 27 日条例第 8 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 個人情報の取り扱い（第 6 条—第 15 条）
- 第 3 章 開示、訂正、削除及び利用停止（第 16 条—第 32 条）
- 第 4 章 審査請求（第 33 条・第 34 条）
- 第 5 章 審査会（第 35 条）
- 第 6 章 雑則（第 36 条—第 41 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、福岡県田川地区消防組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図るとともに、住民の消防行政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照会することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 管理者、監査委員、消防長及び議会をいう。
- (3) 住民 組合を構成する市町村内に住所を有する者及び組合を構成する市町村内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保有されている者をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。

#### （実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、基本的人権を擁護するため、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取り扱いに適正を期すとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

## 第2章 個人情報の取り扱い

(収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、当該目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに管理者が福岡県田川地区消防組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報その他基本的人権を侵害するおそれがある事項に係る個人情報の収集をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。

(直接収集)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び記録する個人情報の項目を明らかにして、当該個人情報の帰属する者（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) 公表された事実であるとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第5号に該当して個人情報を本人以外のものから収集した場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨通知するものとする。

4 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の収集の目的を超えた利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当するときは目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (3) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、目的外利用又は外部提供を行うことにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。

(適正な管理)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(個人情報保護管理責任者)

第11条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、規則で定めるところにより個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保管等に携わる職員がこの条例の規定を遵守するよう指導し並びに監督するとともに、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務の組織の名称

- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の管理責任者
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、届出に係る事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは事務が開始され、又は変更された日以降において前2項の届出をすることができる。

4 管理者は、前3項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより当該届出を受けた事項を審査会に報告しなければならない。

(電子計算組織結合の制限)

第13条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、法令等の規定による場合を除き、実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。ただし、実施機関が、審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めたときは、この限りでない。

(審査会への報告)

第14条 実施機関は、前条の規定により実施機関以外のものの電子計算組織と結合したときは、その実施状況について、別に定めるところにより、審査会に報告するとともに、公表するものとする。

(不適切な取扱に対する措置)

第15条 実施機関は、第13条の規定により実施機関以外のものの電子計算組織と結合した場合において、結合により提供した個人情報の保護が適切に行われていないおそれがあると認めるときは、結合の相手先及び当該結合の相手先から個人情報の提供を受けたものに対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、実施機関が必要と認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。

2 実施機関は、前項の報告又は調査により、結合により提供した個人情報の保護が適切に行われていないと認めるときは、審査会の意見を聴き、通信回線からの切離し個人情報の保護のために必要な措置（次項において「必要な措置」という。）を講ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、結合により提供した個人情報の保護が適切に行われていないことが明らかな場合で、それにより、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、必要な措置を講じ、当該措置の内容を速やかに審査会に報告し、結合の相手先に通知するものとする。

第3章 開示、訂正、利用停止等

(開示の請求権)

第16条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保有している自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第 17 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第 18 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの
- (3) 法令等の規定により、明らかに開示することができないと認められるもの
- (4) 診断、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (5) 実施機関が、開示することにより公正又は適正な公務の執行が著しく阻害されるおそれがあると認められるもの
- (6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者又は当該成年被後見人の正当な利益を害するおそれがある情報
- (7) 実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に開示しないことが必要と認められるもの

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、該当部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（個人情報の存否に関する情報）

第 19 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(裁量的開示)

第 20 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第 18 条第 1 項第 3 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示の決定)

第 21 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して 15 日以内に、当該請求に係る個人情報についての全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対して、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第 17 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 22 条 開示請求に係る個人情報の記録に組合、国等及び開示請求以外の者（以下（第三者）という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 20 条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置くとともに、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 23 条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定に係る個人情報について開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が

定める方法により行う。

- 3 前項の閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。
- 4 開示決定を受けた者は、第 21 条第 1 項の規定による通知があつた日から 90 日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 第 17 条第 2 項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正又は削除の請求)

第 24 条 何人も、自己の個人情報（次に掲げるものに限る。第 27 条において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報

(2) 開示決定に係る個人情報であつて、他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 第 16 条第 2 項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。
- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(訂正又は削除請求の方法)

第 25 条 前条の規定により訂正又は削除を請求しようとする者は、実施機関に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正又は削除の請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 3 第 17 条第 2 項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正又は削除の決定)

第 26 条 実施機関は、前条の規定による訂正請求の提出があつたときは、速やかに調査を行い、当該請求を受け付けた日から起算して 30 日以内に、訂正若しくは削除する旨又はしない旨の決定をし、その決定の内容を訂正請求者に書面により通知しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることがで

きないときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び理由を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の場合において訂正又は削除しない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、訂正又は削除する旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正又は削除をしなければならない。

(利用停止の請求)

第27条 何人も、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき又は第9条の規定に違反して利用されているとき  
当該個人情報の利用の停止又は削除

(2) 第6条又は第13条の規定に違反して提供されているとき、当該個人情報の停止

2 第16条第2項の規定は、前項の利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならない。

(利用停止請求の方法)

第28条 前条の規定により利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求による停止)

第29条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第 30 条 実施機関は、第 28 条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに調査を行い、当該請求書を受け付けた日の翌日から起算して 30 日以内に、利用停止する旨又はしない旨の決定をし、その決定の内容を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。ただし、第 28 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

(費用の負担)

第 31 条 個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止に関する手数料は無料とする。

2 個人情報の写しの交付又は送付を請求した者は、規則で定めるところにより当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(死者に関する特例措置)

第 32 条 死者の相続人、死者の親権者であつた者その他死者の個人情報と密接な関係を有すると実施機関が認める者（以下「相続人等」という。）は、別に定めるところにより、当該死者の個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止の請求をすることができる。

2 前項の請求をする場合においては、本条例中個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「本人」とあるのは「相続人等」と、「個人情報」とあるのは「死者の個人情報」と読み替えるものとする。

#### 第 4 章 審査請求

(審査請求)

第 33 条 住民は、実施機関が個人情報の収集等について、法令等に違反し、又は不当な取扱いをしていると認めるときは、当該実施機関に対し審査請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による審査請求があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該請求に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の請求があつたときは、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、審査会の意見を聞いて、その取扱いを決定しなければならない。

4 実施機関は、前 2 項の結果について当該審査請求をした者に書面により通知しなければならない。

(審査請求があつた場合の措置)

第 34 条 請求者は、開示決定等、訂正決定等、消去決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求、消去請求若しくは利用中止請求に係る不作為に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

3 実施期間は、審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞な

く、福岡県田川地区消防組合個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとする場合
- (4) 裁決で、審査請求に係る消去決定等（消去請求の全部を容認して消去をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る消去請求の全部を容認して消去することとするとき。
- (5) 裁決で、審査請求に係る利用中止決定等（利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用中止請求の全部を容認して利用中止することとするとき。

## 第5章 審査会

### (審査会)

第35条 前条の規定による審査請求についての審査を行い、その他個人情報の保護に関する調査審議をするため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 審査会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは副会長がその職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 7 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 9 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者又はその他管理者が適当と認める者のうちから管理者が任命する。
- 10 審査会の委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 12 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係人に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

13 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第6章 雑則

(適用除外)

第36条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 組合の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 この条例の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

(委託等に伴う措置)

第37条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(委託を受けたもの等の義務)

第38条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損、紛失その他の事故を防止し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(運用状況の公表)

第39条 管理者は、毎年1回、この条例の運用の状況について公表するものとする。

(国等への協力依頼)

第40条 管理者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため必要があると認められるときは、国及び他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集については、この条例の相当規定の経路を経たものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集に係る事務の届出については、第12条第1項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「個人情報の収集に係る事務について」と読み替えて同項を適用する。

## 附 則 (平成29年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。